

執行委員等選考委員会規則

(目 的)

第1条 この規則は、支部設置運用規程第6条にもとづき、同第5条に定める執行委員及び内部監査委員（以下、「執行委員等」という。）ならびに支部長選任について、その手順等を定め、もって支部の運営を適切且つ効率的に行うことを目的とする。

(選考委員会と執行委員等の選任)

第2条 任期満了に伴い執行委員等を選任する場合は、執行委員等選考委員会（以下「選考委員会」という）を組織し、執行委員等を選考する。但し、任期の途中で欠員の補充または増員により新たに執行委員等を選任する場合も、選考委員会を組織して選考する。

- (1) 現支部長は支部大会開催までに、選考委員会を設置し、開催する。
- (2) 現支部長は、選考委員として副支部長、部長、委員長並びに顧問の中から各々若干名（但し合計で偶数）を任命し、自らは選考委員会主査となる。
- (3) 総務部長は選考委員会主査に対して、現執行委員等の過去3ヵ年の経歴並びに次期執行委員等候補者の最近の職務経歴を記載した資料を提出する。但し経歴票をもってこれに代えることが出来る。
- (4) 現支部長は選考委員会を開催し、次期執行委員等候補者を選考する。
- (5) 執行委員会は選考委員会が選定した候補者について審議、決議し選任する。
- (6) 支部長は執行委員会で選任した次期執行委員を支部大会に報告する。

(支部長等の互選)

第3条 支部設置運用規程第6条2項に定める支部長選考委員会に代え、支部長は執行委員の互選選任とし、その方法は次の各号による。

- (1) 次期執行委員が選任された段階で、次期の支部長等の候補者を次期執行委員全員の互選により選任する。
- (2) 現支部長は選任された次期の支部長の候補者を、東京協会会長に推挙し、その承認を得る。
- (3) 次期支部長は、次期の副支部長の中から支部長の代行順位を定め次期執行委員会に報告し、承認を得る。

(現役員の退任)

第4条 現支部長は、任期中最終の支部大会終了時点で退任し、現部長・委員長は、同じく支部大会終了の時点で、退任するものとする。

(付 則)

施行 平成24年4月2日

改正 平成24年11月9日